

## 検査設備明細書

対象附属品：一般附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品以外の附属品）（容器則第33条第5号）

### 1 気密試験のための検査設備（告示第31条第6項第1号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
空気又は不活性ガスを気密試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充填容器及び接続配管				
圧力計（気密試験圧力（液化水素運送自動車用低圧安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器の内容積の98パーセントとなる圧力の数値の2/3倍の圧力）の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2017）アネロイド型圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				
発砲液等を塗布するための器具又は水槽				

### 2 性能試験のための検査設備（告示第31条第6項第2号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
空気又は不活性ガスを安全弁の作動試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充填容器及び接続配管				
圧力計（安全弁の吹き始め圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2017）アネロイド型圧力計－第1部：ブルドン管圧力計に適合しているもの）				
トルク測定器具				